

## —国内発生早期—

<b>国内発生早期</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国内で新型インフルエンザが発生した状態。</li><li>・ 国内でヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、感染集団は小さく限られている。</li></ul>
---------------	--

### 1 計画と連携

#### 〔相模原市の体制〕

- ・ 国内での発生が確認された場合、市長を本部長とする「相模原市新型インフルエンザ対策本部」を開催し、関係部局間の連携を強化し、全部局一体となった対策を推進する。（市民局、関係部局）
- ・ 予防対策、封じ込め対策などの強化のため、必要に応じて「相模原市新型インフルエンザ対策推進会議」を開催する。（全部局）
- ・ 市内で発生した場合など、相模原市の新型インフルエンザ対策に関する医療体制の拡充を図るため「相模原市新型インフルエンザ医療対策会議」を開催する。（健康福祉局）

#### 〔発生対応〕

- ・ 相模原市内で発生した場合は、厚生労働省へ通報する。また、速やかに県及び近隣市町村等との情報共有を図る。（健康福祉局）
- ・ 厚生労働省の技術的助言により、各関係者と調整のうえ、積極的疫学調査を実施する。（健康福祉局）
- ・ 厚生労働省に対して、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を要請する。（健康福祉局）

#### 〔情報収集〕

- ・ 世界保健機関（WHO）、厚生労働省、国立感染症研究所等の発表やインターネット等を活用し、政府における症例定義の決定情報等の新型インフルエンザに関する情報収集を行う。（健康福祉局）

#### 〔犯罪の予防・取締り〕

- ・ 混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、これらの犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、県に対し取締り等を要請する。（企画財政局、市民局）

〔その他〕

- ・ 感染の国内まん延期に備え、米軍と定期的に情報交換を行うなど連携を図り新型インフルエンザ対策を推進する。（企画財政局、健康福祉局）

## 2 サーベイランス

- ・ 感染症発生動向調査における通常のインフルエンザサーベイランスを継続する。（健康福祉局）

〔疑い症例調査支援システムの実施〕

- ・ 新型インフルエンザ発生を迅速に把握するため、疑い症例調査支援システムによるサーベイランスを実施する。（健康福祉局）

〔クラスターサーベイランスの実施〕

- ・ 厚生労働省の要請に基づき、感染のみられた集団（クラスター）を早期発見するためのクラスターサーベイランスを実施する。（市民局、健康福祉局、教育局）

〔症候群サーベイランスの実施〕

- ・ 厚生労働省の要請に基づき、患者の現状をリアルタイムに把握するための症候群サーベイランスを実施する。（健康福祉局）

〔ウイルス学的サーベイランスの実施〕

- ・ 定点医療機関においてインフルエンザ様症状を呈する患者の検体分析を行うウイルス学的サーベイランスを継続する。（健康福祉局）

〔予防接種副反応迅速把握システムの実施〕

- ・ 厚生労働省が実施する、予防接種の副反応のリアルタイム把握に協力する。（健康福祉局）

〔その他〕

- ・ 厚生労働省の要請に基づき、感染の国内まん延期に備え、パンデミック時インフルエンザ様疾患サーベイランス、パンデミック時死亡者数迅速把握サーベイランスの準備を行う。（健康福祉局）

### 3 予防と封じ込め

#### 〔公衆衛生対策〕

- ・ 市民に対して不要不急の出国を自粛するよう注意喚起を行う。（健康福祉局）
- ・ ・ 検疫法に基づき、停留されないが、感染のおそれのある者として検疫所長から通知を受けた人の健康調査を行う。（健康福祉局）

#### 〔発生事例への対応〕

- ・ 新型インフルエンザ感染を疑うに足りる正当な理由のある人の健康調査を行い、外出自粛などの協力を求める。（健康福祉局）
- ・ 新型インフルエンザ疑い患者に濃厚に接触したと考えられる者に対し、必要に応じて、感染症指定医療機関への受診を勧奨する。（健康福祉局）
- ・ 発生状況をリアルタイムで把握し、発生があった場合、直ちに感染症法に基づく患者への措置（入院、積極的疫学調査等）、患者の接触者への対応（接触者の範囲の特定、外出自粛要請及び食事の提供等、健康管理の実施、有症時の対応指導等）を行う。（健康福祉局）
- ・ 厚生労働省による発生状況に関する緊急情報に留意し、感染症法に基づき必要な対策を実施する。（健康福祉局）
- ・ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設、矯正施設や基地等多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう、要請する。（企画財政局、健康福祉局、教育局、関係部局）

#### 〔市民の社会活動の自粛要請〕

- ・ 市民、各関係者に対して、次の点を自粛要請、周知する。（企画財政局、市民局、健康福祉局、環境経済局、教育局、関係部局）
  - 発生地域における不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる活動は自粛を勧告する。
  - 患者と接触していた者が関係する地域の学校、通所施設等について、臨時休業、施設閉鎖するよう各設置者に対して要請する。
  - 発生地域における事業所、福祉施設等に対して、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨する。また、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員等の出勤停止・受診を勧告する。
  - 発生地域における住民、施設入所者等に対して、マスクの着用、うがい・

手洗いを勧奨する。

- ・ 発生地域における公共施設、公共交通機関等について、感染拡大を防ぐため、利用者間の接触の機会を減らすための措置を講ずるよう、必要に応じて、国、神奈川県、関係団体等と連携して各管理者に対して協力を要請する。（市民局、健康福祉局、環境経済局、都市建設局、教育局）
- ・ 発生地域における廃棄物排出・収集時等の感染対策を徹底する。（環境経済局）

## 抗インフルエンザウイルス薬

〔抗インフルエンザウイルス薬の流通量等の把握〕

- ・ 流通業者や製造業者を通じ、抗インフルエンザウイルス薬の流通の動向の把握に努める。（健康福祉局）

〔抗インフルエンザウイルス薬の予防投薬〕

- ・ 厚生労働省の要請に基づき、患者に濃厚接触した者、または医療従事者等でワクチンが未接種でかつ、十分な防御なく暴露した場合は抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施するよう要請する。（健康福祉局）

## ワクチン

〔ワクチンの科学的知見の収集、整理〕

- ・ 新しい分離ウイルス株を基にしたワクチン製造用候補株の見直し・開発や、パンデミックワクチンの生産の開始及び輸入ワクチンの確保の動向等に関する情報収集を行う。（健康福祉局）
- ・ ワクチン製造会社におけるプレパンデミックワクチン原液の製剤化や生産体制に関する情報収集を行う。（健康福祉局）

〔ワクチンの接種体制〕

- ・ 厚生労働省の定めるところにより、以下のように対応する。（健康福祉局）

（プレパンデミックワクチン）

## —国内発生早期—

- ・ パンデミックワクチンの供給がなされるまでの間、緊急的に、医療従事者及び社会機能維持に必要な者等を対象にワクチン接種場所に配分し、本人同意の上でプレパンデミックワクチンの接種を開始する。

### (パンデミックワクチン)

- ・ パンデミックワクチンが製造され次第、接種を開始する。
- ・ パンデミックワクチンの接種対象は全国民であるが、先行接種したプレパンデミックワクチンの有効性が認められない場合は、まず医療従事者及び社会機能維持に必要な者等を対象に、本人同意の上で接種を行う。
- ・ 厚生労働省による、追加的ワクチンの需要見通しと、必要に応じたパンデミックワクチンの生産継続及び、供給量に一定の限界がある場合の優先接触者に関する情報収集を行う。

### [モニタリング]

- ・ 接種の開始に伴って厚生労働省が行う接種実施モニタリングに協力する。(健康福祉局)

## 4 医療

### [医療機関等の整備]

- ・ 新型インフルエンザ患者については、感染症指定医療機関において診療を行うよう医療機関に周知するとともに、各関係機関に情報提供を行う。(健康福祉局)
- ・ 感染の国内まん延期を想定し、患者収容の活用を想定する公共施設、宿泊施設、人員、搬送方法等について検討する。(市民局、健康福祉局)

### [国内発生患者及び接触者]

- ・ 新型インフルエンザとそれ以外の患者とを振り分ける発熱外来の設置を医療機関等に対し要請する。(健康福祉局)
- ・ 新型インフルエンザ疑い患者は、原則として、感染症指定医療機関において診断・治療を行うこととし、一般医療機関においては、本人の渡航歴等を確認し、新型インフルエンザが疑われる患者は指定医療機関に移送するよう医療機関に周知するとともに、各関係機関に情報提供を行う。(健康福祉局)
- ・ 新型インフルエンザの症例定義により患者(疑似症患者を含む。)となった場

合は、感染症法に基づき、入院勧告を行い、確定診断を行う。（健康福祉局）

- 新型インフルエンザ疑い症例の検体を衛生試験所へ送付し亜型の検査を行う。
- ・ 新型インフルエンザ患者（疑似症患者を含む。）の家族等の接触者に対しては、経過観察期間を定め、外出自粛要請、健康管理の実施及び有症時の対応を指導する。なお、症状が出現した場合には直ちに入院勧告を行う。（健康福祉局）

#### 〔抗インフルエンザウイルス薬の限定使用〕

- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の不足が予測される場合は、治療薬の確保のため、新型インフルエンザ疑い患者以外において、原則として抗インフルエンザウイルス薬の使用を控えるよう医療機関に対して要請する。（健康福祉局）

#### 〔その他〕

- ・ 感染の国内まん延に備え、病院内外で一時的遺体安置所として使用する場所の確認を求める。また、遺体の安置の取扱いについて遺族に配慮するとともに、安置時の季節等も勘案しながら、遺体の保存のために必要な保存剤及び遺体からの感染を防ぐために必要な非透過性納体袋等を準備するよう要請する。（健康福祉局）
- ・ 医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、県に対し必要に応じた警戒活動等を要請する。（市民局）

## 5 情報提供・共有

#### 〔情報提供〕

- ・ 保健所長を広報担当（スポークスパーソン）とする。（健康福祉局）
- ・ 随時、視聴覚媒体により市民へのメッセージを可能な限り多言語により発信するとともに、相模原市ホームページの内容等について更新する。（企画財政局、市民局、健康福祉局、教育局）
  - 相模原市内の発生状況、38℃以上の発熱など感染が疑われる症状、対応措置について情報提供し、市民への注意喚起を行う。
- ・ 新型インフルエンザの感染拡大防止の観点から、市民が理解しやすい内容の情報提供を行う。（企画財政局、健康福祉局）
  - Q & A 形式による情報提供

## —国内発生早期—

- 正しい知識の普及、推奨する感染予防策の周知（一般的な感染予防策や健康管理等）
- ・ 聴覚障害者に対する文字や絵を組み合わせた伝達や掲示板の利用、視覚障害者に対する音声や点字による伝達など、障害者に配慮した情報提供を行う。（企画財政局、健康福祉局）
- ・ メディア等に対し、個人情報の保護に留意しつつ、適宜、広報担当（スポークスパーソン）から、市内、県内及び国内外の発生・対応状況について情報提供を行う。（企画財政局、健康福祉局）

### 〔相談窓口における対応〕

- ・ 引き続き、市民の不安を軽減するため、住民からの一般的な問い合わせに対し相談窓口で対応するとともに、国・県等とも連携して適切な対応を図る。（市民局、健康福祉局）
- ・ 引き続き、相模原市医師会等との連携調整のうえ、医療機関（医師）からの相談に対応する窓口を設置し対応する。（健康福祉局）

### 〔発熱相談センターの周知〕

- ・ 「広報さがみはら」やポスター、ホームページのほか、各種メディアを活用して、新型インフルエンザへの感染を疑う者に対して、まず発熱相談センターへ電話等により問い合わせることを、周知徹底する。（企画財政局、健康福祉局）

### 〔発熱外来の周知〕

- ・ 「広報さがみはら」やポスター、ホームページのほか、各種メディアを活用して、新型インフルエンザへの感染を疑う者に対して、まず発熱相談センターへ電話等で問い合わせた上で、発熱外来を受診することを、周知徹底する。（企画財政局、健康福祉局）